

令和2年12月10日

陳 情 文 書 表

産業労働常任委員会

陳情番号	57	付議年月日	2. 11. 13
件名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」を採択し、国に意見書を提出することを求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
産業労働常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情の要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。 2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。 <p>最低賃金の地域間格差をなくし抜本的に引き上げ中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては上記3点の要旨について採択し、国（内閣総理大臣・厚生労働大臣・中央最低賃金審議会会長）に対し地方自治法第99条の規定により意見書を提出するよう陳情いたします。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が強く経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は最低賃金近傍で働く労働者です。コロナ禍を克服し日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。</p> <p>日本の最低賃金は都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金2020年の改定では、最も高い東京は時給1013円、神奈川県は1012円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差は最大で時間額221円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ高齢化と地域経済の疲弊を招いています。一方、神奈川県においては企業の競争力にゆがみが発生しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり地域経済を守るための経済対策です。</p> <p>全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な最低限度の生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。</p> <p>最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。</p>			